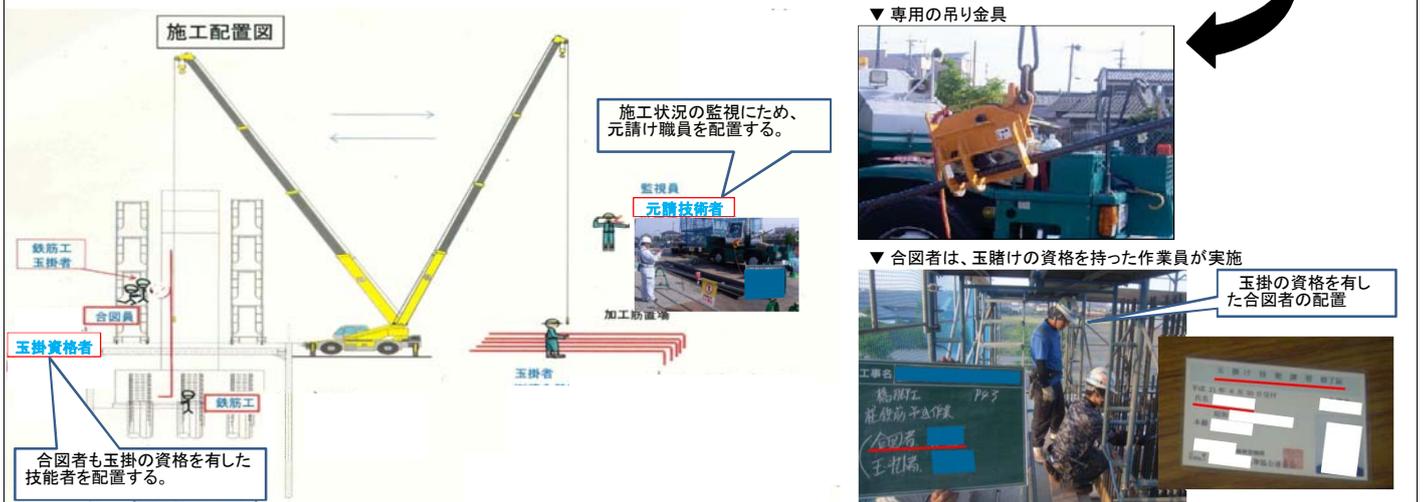


事故種類	労働災害	発生日時	平成28年5月13日 9時45分	事故当事者	1次下請け
事故区分	機器取扱	年齢性別	54歳男性	職種	鉄筋工
被災程度(全治)	右人差し指先切断(全治:未定)				
事故概要	橋脚躯体の鉄筋(D32 L=7.2m)を鉄筋縦吊クランプにて1本毎に吊り降ろしし配筋していたが、下請企業の判断で5本束ねて、吊りワイヤーで設置箇所に吊り下ろしを実施したところ、足場上で鉄筋を支えていたクレーン合図者(被災者)が、鉄筋と吊りワイヤーとの間に右手人差し指を挟み、指先を損傷した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書と異なった、鉄筋吊り込み作業を行った。 使用した工具が不適切であった。(材料の重量・形状にたいして、使用したワイヤー径が大きかったため、十分に加締できなかった)。 合図者が玉掛資格者でなかったため、クレーン作業の作業方法を熟知していなかった。(吊り荷を直接手で触る) 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書の遵守 作業手順を変更しない。変更する場合は元請け企業の技術者と協議する。 吊り荷の位置を調整する場合の措置 吊り荷の位置を調整する場合は、直接手で行わない。(誘導ロープ、ハッカー又は栈木を使用) 作業指示の充実 ①作業前ミーティング時に作業手順書を作業員全員が把握しているか確認する ②作業前の点検に元請け企業の技術者も立ち会って、使用吊り具の確認を行う。 施工中の改善 ①施工中は、元請け企業の技術者が監視する。 ②合図者は、玉賭けの資格を持った作業員が実施する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書の遵守を徹底する。 吊り荷の位置を調整する場合は、直接手で行わない。(誘導ロープ、ハッカー又は栈木を使用) 規格にあった専用の吊り金具を使用する。 				

事故状況図



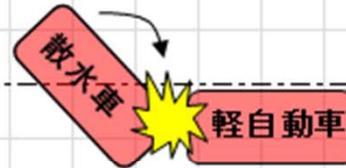
改善策



事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年5月18日 12時35分	事故当事者	元請
事故区分	交通事故	年齢性別	59歳,男性	職種	現場代理人
被災程度(全治)	第三者運転手 : 右肩打撲・左肘打撲・右母指打撲・右下腿打撲(全治7日)				
事故概要	散水車(4t)に吸水後、現場事務所に駐車しようと右折したところ、前方から走行してきた対向車と正面衝突した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所入口が狭く、大回りすることに気を取られ、右折手前で前方確認をしなかったため、前方から直進してきた対向車に気付くのが遅れた。 ・通常、散水業務を行う作業員が、休みだったため、現場代理人が代わりに散水業務を行ったが、散水車のギア操作に慣れていなかったため、運転に戸惑いがあった。 ・普段は現場に駐車するが、昼休憩の時間だったので現場事務所に駐車しようとした。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点などは、呼称による安全確認を、1度でなく2度行う。 ・現場事務所入口に敷設してある敷鉄板を1枚増やして、入口を広げる。 ・散水業務に慣れていない作業員が運転する場合は、二人で乗車する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人は現場のマネジメントに集中する。(作業員とならないこと) ・現場事務所の間口を適切な広さを確保する。 				

事故状況図

※ 走行速度10km/h程度で右折



※ ブレーキをかけたが間に合わず

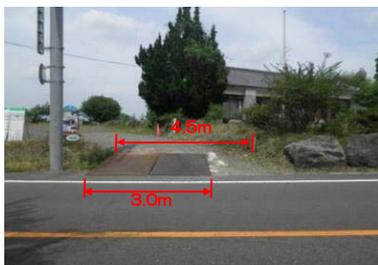
現場事務所



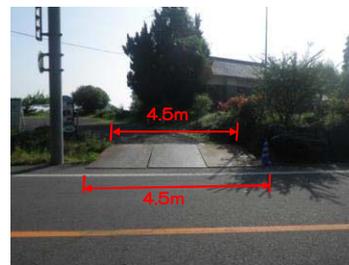
改善策

現場事務所出入口の敷鉄板を1枚増やして出入口を広げた。

是正前



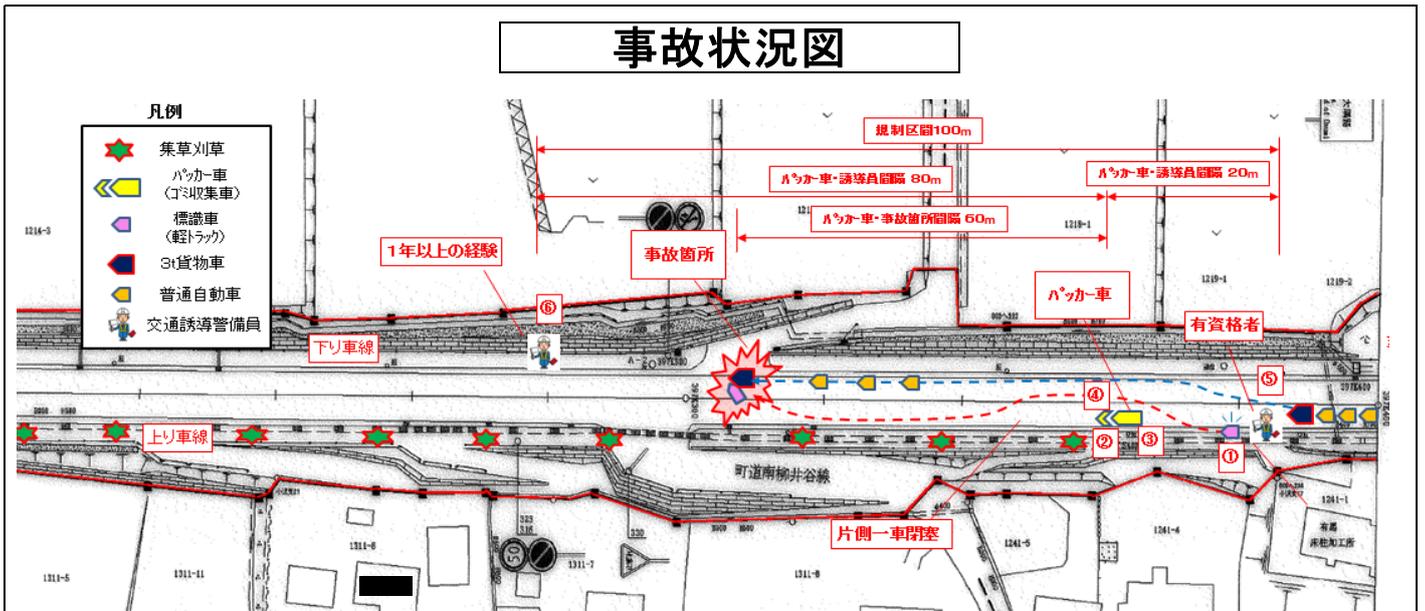
是正後



工事車両に呼称確認ステッカーを配布し、呼称確認への意識向上を図る。



事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年05月19日15時35分	事故当事者	元請け
事故区分	交通事故	年齢性別	28歳男性	職種	作業員
被災程度(全治)	標識車(軽トラ)右側方部損傷 一般車両(3tトラック)左前方部損傷(ライト、バンパー部、サイドミラー)				
事故概要	2車線道路で1車線を移動規制しながら刈草の積込作業中、規制のため配置していた標識車(軽トラック)下に刈草の一部が風で入り込んだため一時的に移動。その際、誘導員に移動することだけ伝え、規制区間途中の脇道に入ることを伝えなかったため、誘導員は停車させていた一般車両(4台)を標識車の後に走行させた。走行開始から70m付近で現場責任者は後続車は後ろをついてくると思い込み、後方確認せず脇道への右折を開始、その直後後方から走行してきた先頭車両(3tトラック)と衝突した。				
事故原因等	①路上作業の規制中に標識車を現場責任者が移動させた。 ②標識車が移動する際に一般車両を通行させた。 (交通誘導員へ途中右折説明なし) ③標識車が右折する際に後方確認をしなかった。				
改善策等	①路上作業中は標識車を規制箇所より原則移動させない。 現場責任者の職務内容を明確にし遵守させる。 ②標識車を移動せざるを得ない場合には、交通誘導員との意思疎通を図り、一般車両を停止させた後移動させる。 ③車両を移動する場合には、前方後方確認を徹底する。 以上を実行するために (1)移動規制の作業手順を手順書に明記し、徹底させる。 (2)簡潔な作業手順書を作成し、車両に掲示する。 (3)「前方・後方確認ヨシ!」等の注意喚起シールを標識車及びパッカー車の車内外に明示し、安全確認の徹底を図る。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・移動規制について手順書に明記し、交通誘導員を含む作業関係者全員に徹底させる。かつ車両にも掲示する。				



改善策

▼ 車外部における「注意喚起シール」

▼ 車外部における「注意喚起シール」

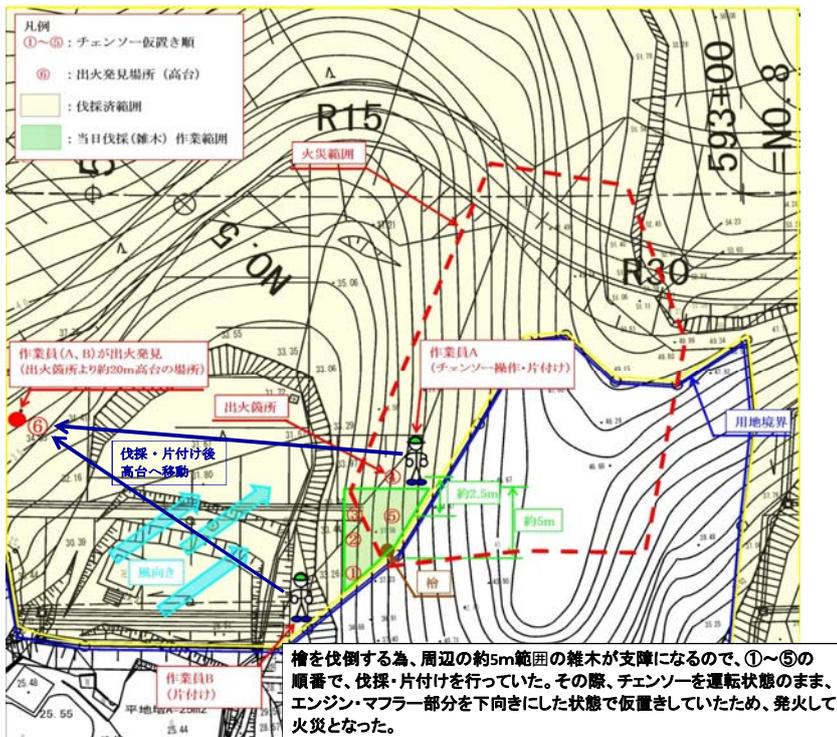
▼ 作業計画書の明示と車内部における「注意喚起シール」

移動規制 作業手順

① 規制位置確認	巡回ルート確認、実地確認
② 誘導員配置	作業箇所の起終点に配置
③ 工事車両の待機、入場	1. 工事車両は付近の特設場所にて待機 2. 現場責任者の合図で工事車両は現場へ移動 3. 現場進入後、回転灯点灯・目的地手前30mでパッカー車を待機(片側通行) 4. 誘導員の合図誘導にて指定の場所へ停車。 5. 工事車両入場後は上下線を停止。 6. 現場作業員との確認の上、交通誘導員は片側交互通行開始。 ※規制形態は上下とも同じ形態とする。
④ 作業開始	1. 積込作業開始 2. 集積箇所毎にパッカー車を移動。同時に標識車も追従移動 ※移動前に交通誘導員に移動の意思を伝え、交通誘導員の合図で工事車両移動。 ※標識車に移動の必要がなくなった場合は、交通誘導員の指示に従う。
⑤ 作業終了	積込・清掃確認後、作業終了
⑥ 規制解除	1. 工事車両運転手は各車両に乗車 2. 交通誘導員の合図で通行 3. 交通誘導員は、工事車両の安全確認の上、起終点側の交通誘導員と無線連絡を行い交通開放。

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年5月20日 10時05分	事故当事者	1次下請け
事故区分	機器取扱	年齢性別	20歳 男性	職種	伐木工
被災程度(全治)	民地(2地権者)の杉 160本を焼失				
事故概要	<ul style="list-style-type: none"> ・伐木前に周辺の雑木(直径5~10cm)をチェーンソーにて伐採・片付けの繰り返し作業を行っていた。 ・雑木の伐採が完了した後、次に檜の伐倒作業を行う前、遠方から確認するために20m程度離れた高台へ移動し、檜を目視した時に、近くに火が付いている事に気付いた。 ・人手で消火作業を行ったが、風が強かったため、火が燃え広がった。 				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソーによる伐木作業において、集積作業の際にチェーンソーのエンジンを停止せず枯れ草の上に置いていたことで、エンジン部に蓄積された熱が、枯れ草に移り、それが引火して山林に燃え広がった。 ・事故原因は、チェーンソーを手放す際に、エンジン停止を怠ったこと、また、そのチェーンソーを燃えやすい枯れ草の上に置いたことによるもの。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソーの始業前点検を行う。 ・チェーンソー作業時は、小型消火器を携行し、別途見張員を配置する。 ・チェーンソー作業時に、異音・異臭が発生したら直ちに作業を中止し点検を行う。 ・作業を中断する際は、チェーンソーのエンジンを停止し、可燃物のない場所に敷かれた防災シート(1m×1m)の上に、エンジン部が触れないように置く。 ・作業終了時は、伐木箇所の点検を行う。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育の徹底(チェーンソーの取り扱いの確認等)。 ・チェーンソー作業時は、小型消火器を携行する。 ・作業を中断する際は、チェーンソーのエンジンを停止し、可燃物のない場所にエンジン部が触れないように置く。 ・作業終了時は、伐木箇所の点検を行う。 				

事故状況図



改善策



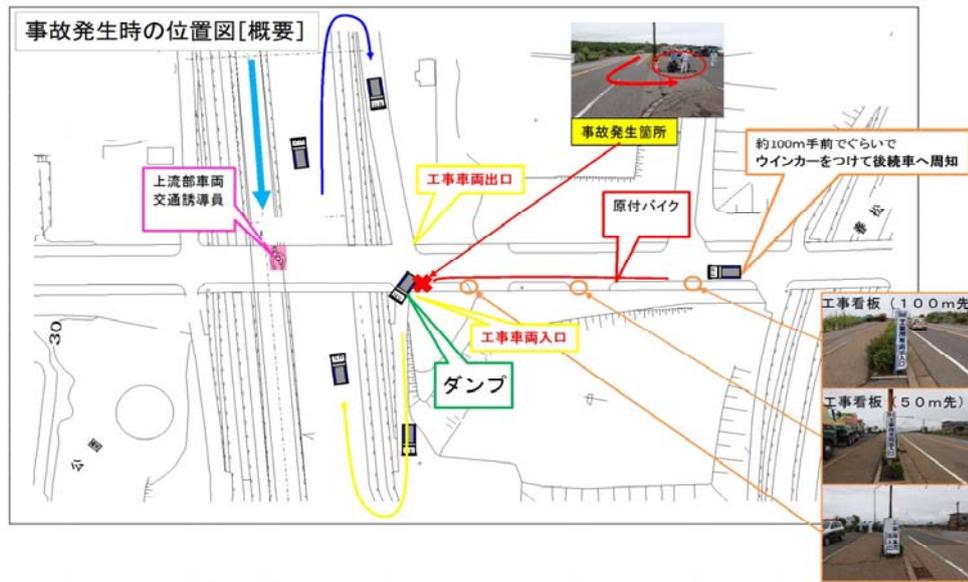
チェーンソーを仮置きする時はエンジンを停止し、防災シート(1m×1m)の上に置く。



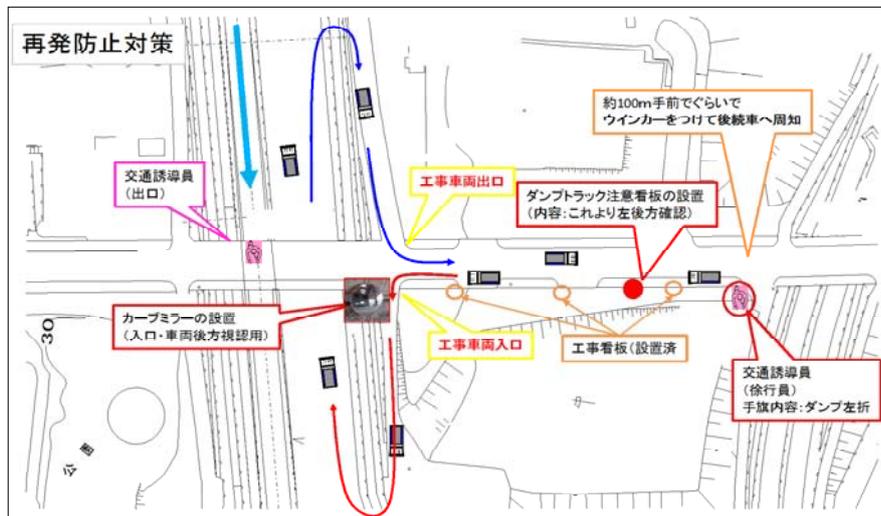
チェーンソー作業時は、発火・発煙・火災に備え、携行消火器を作業場所に配置する。

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年5月25日 9時40分	事故当事者	一般人
事故区分	交通事故	年齢性別	38歳 男性	職種	
被災程度(全治)	右第7肋骨骨折(打撲)、左膝・右下髄挫減創、全身打撲傷(全治40日)				
事故概要	10tダンプトラックで除石した土砂を土捨場へ搬出し、現場へ戻り、現場の入口で左折する際に後方から走行してきた原付バイクが転倒し、10tダンプトラックと接触した。その際、原付バイクの運転者は転倒に伴い負傷。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプ運転手の道路交通法違反(安全運転義務違反:左後方確認不足) ・原付バイク運転手の道路交通法違反(スピード超過及び左からの追い抜き) ・原付バイク運転手の脇見運転 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書の見直し(現場出口、入口の注意記載、一人危険予知活動の見直し) ・安全教育の再徹底(上記資料等による) ・工事看板「これより左後方確認せよ」の追加(ダンプ運転手に対して) ・カーブミラーの設置(ダンプ運転手左後方確認用) ・交通誘導員(徐行員)の設置 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書の見直し(現場出口、入口の注意記載、一人危険予知活動の見直し) ・工事看板「これより左後方確認せよ」の追加(ダンプ運転手に対して) ・交通誘導員(徐行員)の設置 				

事故状況図



改善策

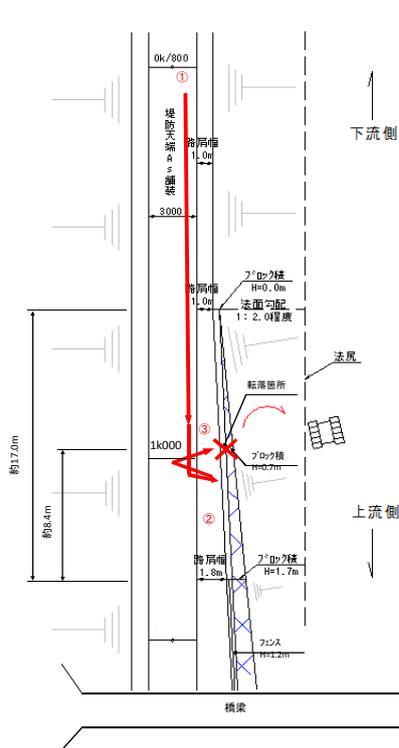


- ・交通誘導員(徐行員)をたて後方車両へ周知を行う。
- ・入口から80m手前にダンプトラック運転手への注意看板「これより左後方確認せよ」を設置する。
- ・入口にカーブミラーを設置し、ダンプトラック運転手が後方確認を行いやすくする。

事故種類	労働災害	発生日時	平成28年5月30日	事故当事者	元請
事故区分	労働災害	年齢性別	65歳 男性 職種	作業員	
被災程度(全治)	全治約12週 外傷性脾損傷 左腎損傷 骨盤骨折 左上腕骨骨折 肩甲骨骨折 多発肋骨骨折 棘突起骨折 肺気腫				
事故概要	<p>搭乗型ハンドガイド式除草機械にて堤防天端川表法肩部を上流に向け除草作業を行っていた。作業手順書に則り川表法面の除草作業を行うため、川表法肩から法面を下りようとした。しかし、そこは高さ約0.7mのブロック積み部であったが、オペレーターはブロック積み部がないものと判断し、安全確認をせず進入し、機械ごと転落した。オペレーター(被災者)は除草機械より投げ出され、約4.5m下方に転落し、後から落ちてきた除草機械の下敷きになった。</p>				
事故原因等	<p>○橋梁取り付け部の護岸ブロックを有する箇所の施工でありながら、搭乗型ハンドガイドによる機械施工を行った。(現場条件を考慮すれば肩掛け式により除草すべきであった。)</p> <p>○作業手順書が遵守されていなかった。(作業予定箇所の事前調査が未実施のため、危険箇所の目印が未設置。)</p> <p>○誘導員が配置されていなかった。(第三者への影響、機械の誤作動、オペレータの不安前行動監視を兼ねた誘導員を配置すべきであった。)</p>				
改善策等	<p>○現場条件に応じた機種を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場条件に応じた除草機械の機種選定を行い、使用機械を明確にする。 <p>○事前調査および事前対策に実地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業前日に翌作業範囲を作業関係者で徒歩調査し、危険箇所に目印を立て、KY活動時に作業員全員に周知する。 <p>○誘員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレータの不安前行動監視を兼ねた誘導員の配置を徹底する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・現場条件に応じた除草機械の機種選定を行い、使用機械を明確にする。 ・作業前日に翌作業範囲を作業関係者で徒歩調査し、危険箇所に目印を立て、KY活動時に作業員全員に周知する。 ・構造物周辺は、肩掛け・手刈り等で刈り払いを行い、構造物が目視できるようにしておく。 				

事故状況図

【事故現場平面図】



① 下流側から上流を望む



【事故概要】

①
0k800付近より上流に向けて、川表天端肩部を除草。

② 上流側から下流を望む



②
1k000を過ぎたところでUターンし、法面の除草作業を行う為、法肩より法面を降りようとした。しかしそこは高さ約0.7mのブロック積み部であったが、オペレーターはブロック積み部がないものと判断し、安全確認をせず進入し機械ごと転落した。

③ ハンドガイド横転状況



③
除草機械より投げ出されたオペレーターは約4.5m下方へ転落、後から転落してきた除草機械の下敷きになった。

改善策



オペレーターへの再教育訓練



現場条件に応じた機種の選定



事前調査及び事前対策の徹底



誘導員の配置